

直方北小学校父母教師会規則

第1章 総 則

第1条 名 称

この会は「直方市立直方北小学校父母教師会」（略称直方北小PTA）と呼び事務局を直方北小学校に置く。

第2条 目 的

この会は父母と教師の協力により、会員相互の教養の向上と児童の健全な成長を図り、併せて家庭と社会の教育環境の充実に努めることを目的とする。

第3条 方 針

この会は前条の目的を達成するために、次の方針に基づいて活動する。

- (1) 本会は自主独立のものであって、他の団体および機関の支配や干渉を受けない。
- (2) 本会は政党に無関係であり、営利を目的とせず、また宗教に関わりをもたない。
- (3) 本会は教育行政および学校の教育方針、指導内容の干渉を企画しない。

第4条 事 業

この会の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 児童の安全・奨学・福祉に関する事項
- (2) 会員の知識・教養の向上に関する事項
- (3) 家庭や地域における教育環境の充実と整備に関する事項
- (4) 児童の健全育成にかかわる他の団体および機関との連絡提携に関する事項
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事項

第2章 会 員

第5条 会員の資格

この会は、次の各号のいずれかに該当するものをもって組織する。

- (1) 本校に在籍する児童の父母またはそれに代わる保護者
- (2) 本校の教職員

第6条 会員の権利と義務

- (1) 会員はすべて同等の権利と義務を有する。
- (2) 会員はすべて本会の活動に積極的に参加し、本会の運営について意見を述べることができる。
- (3) 会員は随時会計簿および関係書類を閲覧することができる。
- (4) 会員は規定の会費を納入しなければならない。但し、特別の事情がある場合、役員会の承認を得て免除されることがある。

第3章 役 員

第7条 役 員

この会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名 (2) 副会長 4名以内 (3) 事務局長 1名
- (4) 会計 2名（内1名は教師） (5) 監事 3名

第8条 役員の仕事

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を統轄し、会議を主催する。但し、運営全般にわたって学校長の意向は、これを十分に汲み入れるものとする。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。また、委員会を分担援助する。
- (3) 事務局長は事務局業務を掌握し、諸会議・諸活動について連絡・調査推進を図る。
- (4) 会計は、本会の経理を担当する。決算については監査を経て総会の承認を得なければならない。
- (5) 監事はこの会の資産・会計および会執行の状況について監査を行い総会に報告しなければならない。

第9条 役員の選出

- (1) 役員は、選考委員会を設けて候補者を選出し、総会の承認を得て決定する。但し、会長・副会長・会計（P）・監事を除く他の役員については、総会後の総合委員会で承認を求めることができる。
- (2) 選考委員会の構成・役員の選出方法等に関する細則は別にこれを定める。
- (3) 役員に選出される者は、会員に限る。

第10条 役員の任期

- (1) 役員の任期は1カ年とする。但し、再選を妨げない。

- (2) 年度の途中において役員に欠損を生じた場合は、総合委員会の承認を得て補充することができる。但し、この場合の任期は前任者の残存期間とする。

第4章 会 議

第11条 会 議

- (1) 総会は第5条の会則で構成し、定期総会・臨時総会の2種とする。
- (2) 定期総会は年1回年度初めに会長が召集し、次の事項について決定または、承認する。
- 一、前年度の事業及び決算
 - 二、当該年度の事業計画及び予算
 - 三、規約の改廃
 - 四、当該年度の役員
 - 五、その他の本会の運営に関する重要事項
- (3) 総会の定足数は、会員の4分の1（委任状を含む）とし、議決は出席者の過半数の賛成を必要とする。
- (4) 臨時総会は、会員の1割以上の要請があった場合または会長が必要と認めた場合、会長がこれを召集する。

第13条 役員会

- (1) 役員会は、役員及び学校長をもって構成し、必要に応じて会長が召集する。
- (2) 役員会は、会運営上の重要事項を審議する。
- (3) 役員会は、必要に応じて他の関係者の出席を求めることができる。

第14条 理事会

- (1) 理事会は、役員・学校長・理事をもって構成し、必要に応じて会長がこれを召集する。
- (2) 理事とは、各委員会の正副委員長をいう。但し、会長は若干名を指名して理事に加えることができる。
- (3) 理事会は、次の事項について執行、推進する。
- 一、総会に提案する議案を作成
 - 二、総会が承認した会務の具体化
 - 三、総会及び総合委員会より付託された事項
 - 四、各委員会活動の連絡調整
 - 五、その他本会運営上の重要事項

第15条 総合委員会

- (1) 総合委員会は理事会の構成に学級委員と教職員全員を加えて組織し、必要に応じて会長がこれを召集する。
- (2) 総合委員会は総会に次ぐ議決機関であって、次の事項について議決する。
- 一、総会の決定に基づく各委員会の具体的活動計画
 - 二、規定・細則に関する改正、変更
 - 三、総会より付託された事項
 - 四、その他緊急重要な事項

第16条 委員会

- (1) この会に次の委員会を置く。
- 一、総務委員会
 - 二、広報委員会
 - 三、保健体育委員会
 - 四、研修生活委員会
- (2) 前項の委員会構成を変更する場合及び他に特別委員会を設置する場合には、理事会の承認を必要とする。
- (3) 各委員会は学級委員、理事、教職員の全員をもって役員会がこれを構成する。
- (4) 各委員会は、年間事業計画を作成し、総会の承諾を得なければならない。
- (5) 各委員会に関する事項は別に定める。

第17条 議 決

- (1) この会の総会を除くすべての会議における議決は、すべて出席者の過半数の賛意を得て決する。
- (2) 総会及び委員会を除く各会議の議長は会長がこれをつとめる。
- (3) 総会の議長は全員の中から推薦し、出席者の賛意を得て定める。但し、臨時総会の議長はこれをつとめる。

第5章 経 理

第18条 経 理

- (1) この会の運営に要する経費は、会費、寄付金をあてる。
- (2) 本会の収支予算は総会の議決によって定め収支決算は年度終了後監事の

監査を経て、総会の承認を得なければならない。

- (3) 諸般のやむを得ない事情により収支に著しく均衡を欠く恐れが生じた場合は年度の後半において予算更正の措置を講じることができる。但し、理事会の議決を得なければならない。
- (4) 事務局において処理すべき庶務会計の内容については別に事務局規程を設けてこれを定める。

第19条 会 費

- (1) 本会の会費は理事会で定め、総会の議決を得て決する。
- (2) 会費は毎学期分をまとめて所定の月に納入しなければならない。
期の中途において転出等の事由により会員の資格を失う場合、残月の会費の払い戻しはしない。

第20条 会計年度

この会の会計年度はその年の4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

第6章 附 則

第21条 規約の改廃

- (1) 規約の改正は理事会において案を作成し、総会の承認を得て決定する。
- (2) 規定及び細則については総合委員会の承認を得て決定する。

第22条 規約の発効

- (1) この規約は昭和51年4月1日より施行する。
- (2) 昭和54年5月23日 総会にて一部改正
- (3) 昭和62年5月14日 総会にて一部改正
- (4) 昭和63年5月11日 総会にて一部改正
- (5) 平成5年5月12日 総会にて一部改正
- (6) 平成7年5月11日 総会にて一部改正
- (7) 令和3年4月13日 総会にて一部改正

役員選出に関する細則

第1条

この細則は、直方北小学校PTA規約第9条2項に基づき、選考委員会の

構成および役員の選出方法について定める。

第2条

規約第7条に定める本会の役員は、次の方法により選出する。

- (1) 役員のうち会長、副会長、会計（P）、監事については、役員選考委員会において候補者を選定し総会の承諾を得て決定する。
- (2) 役員のうち、事務局長、会計については、会長指名によって選出し、総会または総合委員会の承諾を得て決定する。

第3条

役員選考委員会の構成は、次の通りとする。

- (1) 理事代表と教職員代表の若干名を会長が委嘱する。
- (2) 前項のうち理事の代表は、学年や地区を考慮のうえ、6名以内を理事会が推薦する。
- (3) 教職員代表は、学校長が2名を推薦する。
- (4) 以上のほか、会長は、役員の中から1名を指名することができる。

第4条

役員選考委員会は理事会でこれを確認し、初回の会合は会長がこれを招集する。

第5条

役員選考委員会は、初回の会合で委員長を互選する。以後の会合は委員長の招集による。

第6条

役員選考委員会は、1月中に理事会の承認を得て発足し、次期総会の開催に支障のない期間中に候補者を理事会に報告しなければならない。

第7条

役員選考委員会は、総会に役員候補者を提案し、確認を得ることによってその職務を終えて解散する。

第8条

事務局長は、会長指名によって定める。

直方北小学校父母教師会慶弔規定

1 慶事

項 目	金 額	備 考
父母教師会会員	役員会協議にて	表彰に値する篤行、功績者

2 弔事

項 目	金 額	備 考
児童の死亡	1 0, 0 0 0 円	会葬・・・会長
父母教師会会員の死亡	1 0, 0 0 0 円	会葬・・・会長

- * 上記いずれも、弔電生花はしない。
- * この規定に定めるものの他は、その都度役員会で協議して適切な処置をとる。

直方北小学校父母教師会旅費規程

この規程は会務のために旅行する役員等に対して支給する旅費に関して定める。

方 面	交通費	宿泊費	日 当
日 帰 り 出 張	A地区	3, 0 0 0 円	
	B地区	2, 0 0 0 円	
	C地区	1, 0 0 0 円	
	D地区	5 0 0 円	
	県 外	鉄道、航空、車賃	3, 0 0 0 円
宿泊出張	鉄道、航空、車賃	6, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円

- * この規定に定めるものの他は、その都度役員会で協議して適切な処置をとる。

	行 き 先
A地区	朝倉市、甘木市、浮羽町、宇美町、大川市、大木町、大島村、大野城市、大牟田市、小郡市、春日市、 荏野町、北野町、久留米市、黒木市、小石原町、犀川町、城島町、上陽町、志摩町、志免町、新吉富町、 須恵町、瀬高町、高田町、太宰府町、太刀洗町、立花町、太平町、田主丸町、筑紫野市、筑後市、築城 町、津屋崎市、権田市、那珂川市、二丈町、甘木市、広川市、福岡市、豊前市、星野村、宝珠山村、前原 市、三潅町、三橋町、吉井町、吉富町（5 6 市町村）
B地区	赤村、椎井町、大任町、粕屋町、勝山町、嘉穂町、川崎町、北九州市（八幡西区以外）、桂川町、玄海町、 古賀町、篠栗町、新宮町、添田町、豊津町、筑穂町、久山町、福岡町、宗像町、山田町
C地区	芦屋町、飯塚市、糸田町、稲築町、岡垣町、遠賀町、金田町、春日町、北九州市（八幡西区）、庄内町、田 川市、中間市、方城町、筑穂町、水巻町（1 5 市町村）
D地区	赤池町、瀬田町、鞍手町、小竹町、宮田町、若宮町（6 市町村）

* 附則

この規程は、平成1 3 年4 月1 日から適用する。

事務局規程

第1 条

この規定は規約第1 8 条2 項に基づいて、直方北小学校P T Aの庶務・会計の内容と事務局運営について定める。

第2 条

事務局は、直方北小学校内にあって事務局長と会計2 名で構成する。
ただし、会長諾意を得て事務局長、会計のそれぞれに補佐を置くことができる。

第3 条

事務局長は、事務局業務を統轄し、次の庶務内容について記録を整理保管するとともに、本会議機関の連絡・調整にあたって会の運営を円滑にしなければならない。

- (1) 会の規約・規程・細則
- (2) 当該年度の人事録
- (3) 諸会議の議事録
- (4) 諸会議等の開催通知・往復文書
- (5) 各事業の計画案及び活動記録
- (6) 簡易保険関係諸記録
- (7) その他必要な記録

第4 条

会計は、次の会計教務を担当とする。

- (1) 予算原案及び決算書の作成
- (2) 会費の出納及び記録
- (3) 簡易保険に関する会計事務
- (4) 会費を伴う諸会合の出納業務と記録

直方北小学校父母教師会購買部設置運営規則

第1条

この部は直方市直方北小学校父母教師会購買部（以下「部」という。）と称する。

第2条

部は児童の学習及び生活等に必要な物品を販売し、その余剰金の管理の適正化を図る。

第3条 運営の基本

- (1) 部は児童に学習の便を供与することを運営の基本とし、専ら営利を追求してはならない。
- (2) 販売により生じた余剰金は、次の各号により処分するものとする。
 - 一、基金へ繰り入れる。
 - 二、児童の教育活動費に充てる。
 - 三、教材、教具等の整備費に充てる。
 - 四、その他、役員会で決定した使途に充てる。

第4条 学校施設の使用許可の申請

部が学校内に売店を開設しようとするときは、直方市立学校施設等目的外使用に関する条例（昭和五十九年三月三十一日条例十二号）第二条第一項に基づき、当該学校長を経て直方市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の許可を受けなければならない。

第5条 役員

部に次の役員を置く。

- (1) 部長 父母教師会長を充てる。
- (2) 事務長 父母教師会副会長を充てる。
- (3) 会計 事務長兼任
- (4) 購買部事務員 販売にあたっては、学校との連絡・調整を行う。
- (5) 会計監査 父母教師会監事を充てる。

第6条 役員の任務

- (1) 部長は、部を代表し、部務を総理する。
- (2) 事務長は、部長の指揮監督のもとに部の事務を司る。

(3) 会計は、部長の命を受け総理を司る。

(4) 会計監査は、部の会計を監査し、その結果を理事会に報告する。

第7条 役員会

- (1) 役員会は、会計監査を除く前条の役員をもって構成する。
- (2) 役員会は、次の事項を審議し決定する。
 - 一、部の運営方針に関すること。
 - 二、部の予算及び決算に関すること。
 - 三、余剰金及び欠損金の処理に関すること。
 - 四、その他、部長が必要と認める事項に関すること。

第8条 財産の管理

- (1) 部の財産はその保全に留意し、善良に管理されなければならない。
- (2) 盗難及び災害等による損失は、部において処理するものとする。

第9条 会計

- (1) 部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わるものとする。
- (2) 部は、会計に必要な帳簿類を整備し、会計監査の必要に応じてその帳簿類を閲覧させなければならない。

第10条 報告

部は、教育委員会の求めに応じて会計報告をしなければならない。

附則

この規約は、昭和51年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

事務局 直方北小学校 〒822-0025

福岡県直方市日吉町7番1号

設立年月日 昭和51年4月1日